

保護者各位

食物アレルギーへの対応について

あおやぎ保育園では「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）、「墨田区食物アレルギー対応マニュアル」にそって食物アレルギーを持つ児童への対応（アレルギー除去食の提供）をおこなっております。

これは、医師が保育園での食事に特別な配慮が必要と診断した児に対し、医師の指示に基づきおこなわれます。

【 流れ 】

- ① 病院を受診し「食物アレルギー疾患生活管理指導表」を医師に記入してもらいます。
- ② 初回提出時のみ①を元に保護者・保育園職員で面談を行います。
- ③ アレルギー除去食の提供が開始されます。
- ④ 「食物アレルギー疾患生活管理指導表」は年度毎、もしくは医師と相談のもと内容が変更になったときに保育園に提出してください。

※「食物アレルギー疾患生活管理指導表」を提出毎に採血結果をコピーさせていただきますよう、ご協力お願いいたします。

◇あおやぎ保育園では安全の為、部分除去は行っておりません。完全除去をし、代替え食を提供しています。

◇アレルギー除去食の解除には、医師が書いた「食物アレルギー疾患生活管理指導表」と保護者が書く「除去解除申請書」を保育園に提出する必要があります。

文章ではわかりにくい点もあるかと思えます。ご不明な点がございましたら、職員にお声をかけください。

あおやぎ保育園
2018年2月改訂